

自賠責共済の加入督促にかかる国土交通省との共同利用について

全国共済農業協同組合連合会は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責共済の無共済車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責共済契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責共済契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

○ 共同利用する個人情報の項目は以下のとおりです。

- ・ 契約者の氏名、住所
- ・ 証明書番号、共済期間
- ・ 自動車の種別
- ・ 車台番号、標識番号または車両番号

国土交通省のホームページ <https://www.mlit.go.jp/index.html>